

2 「 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築 」

(目指す方向性)

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実を図ります。
- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障に基づくケースマネジメントを徹底します。
- 移行期の連携体制の構築をします。

現状・これまでの取組

- 1 困難を抱える妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実
 - 児童福祉法・母子保健法の改正により、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援を実施するこども家庭センターの設置が各区市町村へ努力義務化されました。都は、こども家庭センター体制強化事業の実施により、こども家庭センターの設置を促進しています。
 - とうきょうママパパ応援事業を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する区市町村への支援を強化しています。
 - 妊娠・出産・子育ての不安に対応する相談支援、研修等を実施しています。
 - 虐待の未然予防や特定妊婦¹等に対するサポートを関係機関と連携して実施する区市町村を支援しています。

2 児童相談所のケースマネジメント体制の充実強化

児童相談所は、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に基づき、里親等への委託又は児童福祉施設等への措置を必要とする場合においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意見又は意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から、代替養育先を検討する必要があります。

【児童相談所運営指針より抜粋】

¹出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(1) ケースマネジメントの徹底

- 児童相談所内の定期的なケースの進行管理会議では、子供や保護者の状況、家族関係、家庭状況などを調査し、それらを総合的に評価しながら、援助方針の決定や見直しを行っています。
- 施設入所児童等の家庭復帰に向けては、児童とその保護者に対して、家族合同でのグループ心理療法や、親のグループカウンセリング、家族カウンセリングなど、家族再統合のための様々な援助を行っています。
- 各児童相談所に設置している里親委託等推進委員会に乳児院や児童養護施設の職員等の参加を求め、入所児童の生活状況等を踏まえ、きめ細かに委託の可否を検討しています。

(2) 里親委託、家庭復帰促進に向けた児童相談所の体制

- 里親養育支援児童福祉司（常勤）及び養育家庭専門員（会計年度任用職員）が、地域の養育家庭への支援等を担当しています。
- 家庭復帰担当司（常勤）及び家庭復帰支援員（会計年度任用職員）が、措置中児童の家庭復帰に向けた取組を担当しています。

3 移行期の連携体制の構築

- 支援を要する児童への切れ目のない支援に向けて、要保護児童対策地域協議会²の個別ケース検討会議や実務者会議等において、関係機関同士で役割分担を明確にした上で、連携しながらケースに対応しています。
- 関係機関向け研修教材・研修プログラムを作成し区市町村へ提供しています。

² 要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子供に関係する機関等により構成される機関であり、児童福祉法により、地方公共団体はその設置に努めることとされている。

課題と取組の方向性

＜課題１＞妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施・充実が必要

- 母子保健部門と児童福祉部門が連携しながら、サポートが必要な妊婦や子育て家庭を把握し、適切な支援につなげる体制整備を促進するため、区市町村への支援を一層充実することが必要です。
- 子育て家庭等に対し、妊娠期から伴走型の寄り添い支援を実施するほか、母子保健サービスや家庭支援事業など必要な支援を提供することで、虐待等に至る前の予防的支援を充実することが必要です。
- 要支援家庭に対し、親子を分離することなく、在宅での生活を継続できるよう、親の養育支援を支える取組が必要です。
- 特に支援が必要な妊産婦等への取組の充実が重要なため、地域で関係機関が連携しながら妊産婦等をサポートする新たな仕組みや、特定妊婦等が安心して生活できる環境整備が必要です。

（取組１－１）こども家庭センターの体制強化

- こども家庭センターにおいて、妊婦や子育て家庭の悩みやニーズを適切に把握し、寄り添い支援を行うことで虐待の未然防止へ積極的に取り組む区市町村に対し、母子保健部門及び児童福祉部門に連携の窓口となりマネジメントを実施する職員を配置するとともに、支援効果を測る仕組みを構築・提供し、体制整備を促進します。

（取組１－２）地域での切れ目のない支援体制の充実

- 面談等の伴走型相談支援や母子等への産後ケア、妊婦や子育て家庭への家事育児サポーター派遣など、産後うつや乳幼児の虐待予防に資する取組を行う区市町村への支援を充実します。
- 子育て世帯訪問支援事業や子育て短期支援事業等、家庭支援事業に取り組む区市町村の人材確保や実施促進に向けた支援を充実します。
- 母子生活支援施設などの地域の資源を活用した母子一体型ショートステイの立ち上げ支援や、ショートステイの協力家庭の拡大を推進します。

（取組１－３）特に支援が必要な妊産婦への支援の充実

- 妊産婦のメンタルヘルス対策を推進するため、地域の関係機関が連携するためのネットワーク体制を構築します。
- 都及び区市町村と民間事業者が連携し、家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等への支援を充実させます。

＜課題２＞児童相談所のケースマネジメントの徹底に向けた体制強化

- 区市町村の子供家庭支援センターには、心理職員が配置されており、心理的側面から子供や保護者への専門的な支援を行うことが期待されるものの、多くの心理職がケースワークを担っており、専門職としての専門性を十分に発揮できていない実態もみられます。
- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、児童や保護者の状況を丁寧に把握し、きめ細かなアセスメントにより子供の最善の利益を実現するケースマネジメントの実践に向け、児童相談所の体制を一層強化する必要があります。
- 虐待により、一時保護や入所措置等を行った子供が家庭に復帰し、地域で安心して暮らせるための援助には関係機関の理解や在宅支援サービスが不可欠ですが、調整に時間を要する場合があります。また、里親委託については、子供に家庭養育を保障するために、実親の理解や委託後のきめ細かなフォロー等が必要です。

（取組２－１）子供家庭支援センターにおける親子支援の充実

- 子供家庭支援センターの心理職が児童相談所と連携し、専門的な支援が行えるよう都のガイドラインを作成する等、専門性向上に向けた取組を進めていきます。

（取組２－２）児童相談所の体制の一層の強化

- 児童相談所における専門職の計画的な増員を図ることにより、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障を徹底するマネジメント体制を強化します。

（取組２－３）進行管理の徹底とフォスタリング機関との連携強化

- まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援します。
保護者による養育が困難な児童については、親族による養育や里親等への委託に向けて支援を行います。
- 里親等への委託を推進するため、各児童相談所における里親等委託率や課題を定期的に共有し、進捗状況の確認を徹底します。
- フォスタリング機関と連携した里親へのきめ細かな支援体制を充実強化します。
- 里親家庭については、里親自らが研修講師やファシリテーターとなれる講師養成を行い、社会的養育に関する演習方式の研修を実施するなど、里親自らが社会的養育の担い手であることの理解を深めていきます。

＜課題３＞切れ目のない支援に向けた連携体制の構築

- 児童相談所が一時保護や入所措置等を行った子供が家庭に復帰する際など、中心となる支援者が変わる移行期においても、支援が途切れることなく関係機関同士で連携しながら支援の連続性を保障する仕組みを構築する必要があります。

（取組３）移行期の連携体制の構築

- 社会的養育にかかわる支援者や措置機関等が相互の理解を深めつつ途切れずに支援していくための、きめ細やかな情報共有体制や取組を検討します。
- 子供が自分の措置記録や社会的養育の記録を知ることができるように、国における児童記録票の保存期間等に関する検討の動向を注視しながら、都として保存年限や開示方法の課題等の整理を進めていきます。
また、子供の知る権利の保障の観点から、子供が生い立ちの整理などをするための支援を行います。

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
取組 1－1	こども家庭センター体制強化事業実施自治体数（都独自）	14自治体 （令和6年度）	全自治体
取組 1－1	こども家庭センター設置に向けた区市町村研修受講自治体数（都独自）	47自治体 （令和6年度）	全自治体
取組 1－2	産後ケア事業の利用率（都独自）	23.1% （令和4年度）	増やす
取組 1－2	都道府県と市区町村との人材交流の実施状況	子供家庭支援センターから児童相談所への研修派遣を受け入れている	増やす
取組 1－2	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	36自治体 （令和6年度）	増やす
取組 1－2	市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム	104か所（速報値） （令和6年度）	増やす
取組 1－3	特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	母子保健研修等 11回、受講者 9,045名 （令和5年度）	研修の着実な実施
取組 1－3	助産施設の設置数	38施設 （令和5年度）	助産施設を引き続き確保する

主な施策

・【拡充】 こども家庭センター体制強化事業

妊婦及び家庭に対し、児童福祉部門と母子保健部門が一体となって妊娠期から就学前まで包括的な相談支援が行えるよう、支援体制を整え、児童虐待の未然防止に取り組む区市町村を支援します。

・【拡充】 とうきょうママパパ応援事業

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、こども家庭センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や産後ケア事業、家事・育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。

・【拡充】 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行います。

・【拡充】 子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施します。

・養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により区市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とし、育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援を実施します。

・一時預かり事業

保護者の疾病や災害等に伴い、また、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる取組を実施します。

・親子関係形成支援事業

児童との関わり方等に悩みを抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけることが出来るよう、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

- **児童育成支援拠点事業**

家庭や学校に居場所のない子供に対して、子供とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子供・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供します。

- **【新規】妊産婦メンタルヘルス対策事業**

妊産婦メンタルヘルスの課題等の共有・必要な支援策を推進するため、都が主体となり、区市町村・産科医療機関・精神科医療機関等へのヒアリングを実施の上、関係機関合同での検討会を実施する。また、都内の精神科医療機関へ妊産婦の受入れ可否等の調査を行い、検索システムを構築します。

- **妊産婦等生活援助事業**

家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援を行うため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う団体を補助します。